

〔新撰姓氏錄左京諸蕃〕和藥使主

出自吳國主照淵孫智聰也、欽明天皇御世、隨使大伴佐氏比古持内外典藥書明堂圖等百六十四卷、佛像一軀、伎樂調度一具等入朝、男善那使主、孝德天皇御世、依獻牛乳賜姓和藥使主、奉度本方書一百卅卷、明堂圖一卷、藥臼一及伎樂一具、今在大寺也。

〔日本書紀二十五〕自雉五年七月丁酉、西海使吉士長丹等共百濟新羅遣使泊于筑紫、是月褒美西海使等奉對唐國天子、多得文書寶物、授小山上大使吉士長丹以小華下賜封二百戶、賜姓爲吳氏、
〔日本書紀二十七〕八年十月乙卯、天皇幸藤原內大臣足○鎌家親問所患、庚申、天皇遣東宮大皇弟大
人於藤原內大臣家、授大織冠與大臣位、仍賜姓爲藤原氏、自此以後通曰藤原大臣、辛酉、藤原內大
臣薨、

〔藤原家傳上〕即位二年○天智七年十月、稍經沈痼、遂至大漸、帝臨私第、親問所患○中即時還宮、遣東宮皇太弟就其家詔曰、邈思前代執政之臣時々世々、非一二耳、而計勞校能不足比公、非但朕寵汝身而已、後嗣帝王實惠汝子孫、不忘不遺、廣厚酬答、頃聞病重、朕意彌慄、作汝可得之任、仍授大織冠、以任內大臣、改姓爲藤原朝臣、

〔古事記傳十五〕此より前に、中臣連大島とありし人を、此後には藤原朝臣大島とあれば、朝臣姓を賜ひし時に、此等も藤原になれるにや、但し持統紀には、又中臣大島朝臣（スカタ）とあり、此人は、糠手の處には、中臣朝臣と記し、七年の處には、葛原朝臣と記せり、これらを以て思ふに、藤原と云は始の處には、中臣朝臣と記し、七年の處には、葛原朝臣と記せり、これらを以て思ふに、藤原と云は、なるべし、若し然らずは、天武天皇の御世、朝臣の加婆禰を賜ふ處に、かならず、藤原（スカタ）とあるべきことなるに、たゞ中臣連とのみありて別に藤原は見えず、然るを其時より後は、藤原朝臣（スカタ）にて、藤原は別號の如くなりしこ間也、

〔續日本紀一文武〕三年正月癸未、詔授内藥官桑原加都直廣肆賜姓連賞勤公也、

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶二年三月戊戌、駿河國守從五位下檣原造東人等、於部内廬原郡多胡浦濱